

重要事項確認書兼同意書

※保育園の入園申込みにあたり、以下の確認事項をご理解いただいたうえで、各項目の確認欄に☑し、下記に署名（又は記名押印）をお願いいたします。

	確認事項	確認欄
保育園入園申込みについての確認事項	令和8年10月23日（金）が受付締切日です。 利用調整は、期日までに提出されている書類のみで行われます。期日を過ぎて提出された書類については、期日までに提出されている書類より優先順位が低くなります。	☐
	万が一、兄弟姉妹に保育料や副食費の滞納がある方は、支払いを済ませてください。	☐
	町外から転入予定で申込みされる方は、入園日より前に本町に住民票を移してください。転入が確認できない場合、入園決定を取り消します。	☐
	入園希望保育園は、第3希望まで記入してください。ただし、入園意思のない施設は記入しないでください。	☐
	保育園に受入枠がない場合や申込者多数の場合、第1希望または第2希望にも添えないことがあります。その際は、12月頃に連絡させていただきます。	☐
	利用調整は、保護者から提出された書類のみを対象とします。今年度の申込書類以外の要件は、利用調整に反映されません。	☐
	就労で申込みの場合は、保護者の就労申告書兼証明書に記載された規定の就労時間をもとに利用調整を行います。口頭での申告など、申告書兼証明書の記載事項以外については利用調整に反映されません。	☐
	就労で申込みの場合、就労申告書兼証明書の記載内容について、こども未来課より勤務先に確認をする場合があります。	☐
	在園の兄弟姉妹と同一保育園を希望する場合、優先順位は高くなりますが、別々の園になることもあります。	☐
	申込み時の保育を必要とする状況や世帯等の状況から変更が生じた場合（勤務内定が決まった、育休復帰予定の職場を退職した等）速やかにこども未来課に連絡してください。追加提出が必要な書類をお知らせいたします。	☐
利用申込み後に入園の意思がなくなった場合は、速やかに、入園の取り下げの連絡をしてください。	☐	
入園後	保育を必要とする事由を継続して満たさなくなった場合は、退園となります。	☐
	内定で就労申告書兼証明書を提出しているが、就労を開始しない場合は入園の取り消しをする可能性があります。	☐
	求職活動要件で利用の場合、3か月以内に、最低就労基準（月64時間以上）を満たす就労を開始し、「就労申告書兼証明書」を提出してください。期日までに提出がない場合、求職活動要件が終了する月末で退園となります。	☐
	妊娠、出産を理由に入園された方は、産後8週間が経過する日の翌日が属する月末を持って退園となります。	☐
	町外に転出する場合は、住民票を移された日で退園となります。	☐
その他	入園申込みで提出した書類及び入園後に提出した書類の内容等について、こども未来課において独自に実態調査を行う場合があります。虚偽の記載が明らかになった場合は、入園取消もしくは退園となります。	☐

美浜町長 宛て
以上の重要事項について確認、同意しました。
(署名(又は記名押印)欄)

令和 年 月 日	保護者（申請者）氏名				印
	申込児童氏名	生年月日	年	月	日
	申込児童氏名	生年月日	年	月	日
	申込児童氏名	生年月日	年	月	日